

令和 5 年 11 月 24 日  
農林水産省貿易業務課

## 政府所有米穀の販売等業務委託契約の事業譲渡について

### 1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

- 本事業は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。）第 29 条及び第 30 条に基づき政府が買入を行った政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）を、包括的に民間事業者（受託事業者）に委託。
- 今般、平成 30、令和元、2、3 年度販売等業務の受託事業者である丸紅株式会社（以下「丸紅」という。）と丸紅食料株式会社（以下「丸紅食料」という。）の間で、事業譲渡に関する合意書を締結した上で、令和 6 年 1 月 1 日付で販売等業務を譲渡したい旨申し出。

### 2. 対応方針

- 事業の譲渡については、政府所有米穀の販売等業務委託契約書第 23 条（令和 2 年度以降は 20 条）において、「乙（丸紅）は、甲（農林水産省）の承諾を受けなければ、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡することができない。」旨を規定しており、農林水産省の承諾が必要。
- 農林水産省としては、承諾に当たっては、契約の確実な履行の観点から、譲渡先が販売等業務委託契約の入札時に課している業務実施体制などの入札参加要件を満たしているか、業務再委託など同様の契約条件で実施する保証があるかにより可否を判断。

譲渡先である丸紅食料については、

- ① 業務実施体制や信用力などの入札参加要件を満たしていること
  - ② 丸紅と丸紅食料の間で事業譲渡に関する合意書が交わされ、再委託先の業務実施者（保管業者、運送業者など）について、現行と同じ体制が引き継がれることにより、同様の契約条件で事業が承継されることが保証されること
  - ③ さらに、丸紅の担当者が丸紅食料において引き続き同業務に従事する予定であること
- から、本契約を従前のとおり履行できるものと判断。

- これらを踏まえ、政府所有米穀の販売等業務委託契約書第 23 条（令和 2 年度以降は 20 条）に基づき、丸紅と締結している販売等業務契約を丸紅食料へ譲渡することを承諾する予定。

- なお、本事業譲渡により政府所有米穀の販売等業務における入札実施要項のそのものについて、変更は発生しない。